

(部内一般)

人事院規則 1 5 — 1 4 (職員の勤務時間、休日及び休暇) 第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、厚生労働省における他律的業務の比重が高い部署の指定に関する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

厚生労働大臣 根本 匠

厚生労働省における他律的業務の比重が高い部署の指定に関する訓令

人事院規則 1 5 — 1 4 (職員の勤務時間、休日及び休暇) 第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する他律的業務の比重が高い部署として厚生労働大臣が指定するものは、次の表の左欄に掲げる部局ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

大臣官房	総括調整室
	人事課
	総務課
	総務課公文書監理・情報公開室
	総務課広報室
	総務課法務室
	総務課国会連絡室
	総務課分かりやすい広報指導室
	総務課行政相談室
	総務課審理室
	会計課
	会計課監査指導室
	会計課経理室
	会計課管理室
	会計課厚生管理室
	会計課会計企画調整室
	会計課ヘルスケア推進室
	会計課会計 D X 推進室
	会計課施設設備室

	地方課 地方課地方厚生局管理室 地方課地方支分部局法令遵守室 地方課労働局業務改革推進室
	国際課 国際課国際保健・協力室 国際課国際労働・協力室
	厚生科学課 厚生科学課災害等危機管理対策室 厚生科学課医薬品等行政評価・監視委員会室 厚生科学課国立高度専門医療研究センター支援室
医政局	総務課 総務課医療国際展開推進室 地域医療計画課 地域医療計画課地域医療構想推進室 地域医療計画課精神科医療等対策室 地域医療計画課外来・在宅医療対策室 地域医療計画課救急・周産期医療等対策室 地域医療計画課新興感染症等医療対策室 医療経営改革課 医療経営改革課看護サービス推進室 医療経営改革課医業経営企画室 医療経営改革課医療安全推進・医務指導室 医療機構運営支援課 医療機構運営支援課国立ハンセン病療養所対策室 医療機構運営支援課医療独立行政法人支援室 医療機構運営支援課職員厚生室 医事課 医事課試験免許室 医事課医師臨床研修推進室

	医事課死因究明等企画調査室 歯科保健課 歯科保健課歯科口腔^{くわう}保健推進室 看護課 医薬産業振興企画課 医薬産業振興企画課創薬支援対策室 医薬産業振興企画課医療機器政策室 医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室 医薬産業振興企画課流通指導室 医薬産業振興企画課セルフケア・セルフメディケーション推進室 医薬産業振興企画課医薬品産業政策室 研究開発政策課 研究開発政策課治験推進室 研究開発政策課再生医療等研究推進室 研究開発政策課医療イノベーション推進室 研究開発政策課特定医薬品開発支援室 医療経理室
健康・生活衛生局	総務課 総務課指導調査室 総務課原子爆弾被爆者援護対策室 健康課 健康課女性の健康推進室 健康課栄養指導室 健康課地域保健室 健康課保健指導室 がん・疾病対策課 がん・疾病対策課肝炎対策推進室 がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室 難病対策課

	難病対策課移植医療対策推進室 難病対策課ハンセン病元患者家族補償金支給業務室 食品監視安全課 食品監視安全課食品健康被害情報管理室 食品監視安全課輸入食品安全対策室 食品監視安全課H A C C P 推進室 食品監視安全課輸出先国規制対策室 生活衛生課
健康・生活衛生局感染症対策部	企画・検疫課 企画・検疫課感染症D X 推進室 企画・検疫課検疫所管理室 感染症対策課 感染症対策課感染症情報管理室 感染症対策課エイズ対策推進室 感染症対策課結核対策推進室 感染症対策課ワンヘルス対策推進室 感染症対策課パンデミック対策推進室 感染症対策課感染症危機対応医薬品等対策推進室 感染症対策課国立健康危機管理研究機構支援室 予防接種課 予防接種課予防接種健康被害救済推進室
医薬局	総務課 総務課医薬品副作用被害対策室 総務課国際薬事規制室 総務課医薬情報室 総務課薬局・販売制度企画室 医薬品審査管理課 医薬品審査管理課次世代ワクチン等審査推進室 医薬品審査管理課化学物質安全対策室 医療機器審査管理課

	医療機器審査管理課プログラム医療機器審査管理室 医薬安全対策課 医薬安全対策課安全使用推進室 医薬安全対策課次世代医薬品等安全対策推進室 監視指導・麻薬対策課 監視指導・麻薬対策課監視指導室 血液対策課
労働基準局	総務課 総務課石綿対策室 労働条件政策課 労働条件政策課労働条件確保改善対策室 労働条件政策課労働時間特別対策室 監督課 監督課過重労働特別対策室 監督課労働基準監察室 労働関係法課 賃金課 賃金課賃金支払制度業務室 労災管理課 労災管理課労災保険財政数理室 労災管理課労災補償監察室 労災管理課建設石綿給付金認定等業務室 労働保険徴収課 労働保険徴収課労働保険徴収業務室 補償課 補償課職業病認定対策室 補償課労災保険審理室 労災保険業務課
労働基準局安全衛生部	計画課 計画課機構・団体管理室

	安全課 安全課建設・個人事業者安全対策室 労働衛生課 労働衛生課産業保健支援室 労働衛生課メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室 労働衛生課電離放射線労働者健康対策室 化学物質対策課 化学物質対策課化学物質評価室 化学物質対策課環境改善・ばく露対策室
職業安定局	総務課 総務課公共職業安定所運営企画室 総務課人道調査室 総務課ハローワークサービス推進室 雇用政策課 雇用政策課民間人材サービス推進室 雇用政策課労働移動支援室 雇用保険課 需給調整事業課 需給調整事業課労働市場基盤整備室 外国人雇用対策課 外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室 外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室 雇用開発企画課 雇用開発企画課就労支援室 雇用開発企画課建設・港湾対策室 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課 障害者雇用対策課地域就労支援室 地域雇用対策課

	労働市場情報システム課 職業紹介等業務担当参事官室 参事官付人材確保支援企画室
雇用環境・均等局	総務課 総務課雇用環境・均等行政管理室 総務課労働紛争処理業務室 総務課雇用環境政策室 雇用機会均等課 雇用機会均等課ハラスメント防止対策室 有期・短時間労働課 職業生活両立課 在宅労働課 在宅労働課フリーランス就業環境整備室 勤労者生活課 勤労者生活課労働金庫業務室 勤労者生活課労働者協同組合業務室
社会・援護局	総務課 総務課自殺対策推進室 保護課 保護課保護事業室 地域福祉課 地域福祉課成年後見制度利用促進室 地域福祉課女性支援室 地域福祉課生活困窮者自立支援室 地域福祉課地域共生社会推進室 福祉基盤課 福祉基盤課消費生活協同組合業務室 福祉基盤課福祉人材確保対策室
	援護企画課 事業課

	事業課事業推進室 事業課戦没者遺骨鑑定推進室 事業課戦没者遺骨調査室 援護・業務課
社会・援護局障害保健福祉部	企画課 企画課自立支援振興室 企画課施設管理室 企画課障害福祉サービス等データ企画室 障害福祉課 障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 精神・障害保健課 精神・障害保健課心の健康支援室 精神・障害保健課依存症対策推進室 精神・障害保健課公認心理師制度推進室 精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室
老健局	総務課 介護保険計画課 高齢者支援課 高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室 認知症施策・地域介護推進課 認知症施策・地域介護推進課地域づくり推進室 老人保健課 老人保健課介護保険データ分析室
保険局	総務課 総務課医療介護連携政策室 総務課医療費適正化対策推進室 保険課 保険課全国健康保険協会管理室 国民健康保険課 高齢者医療課

	医療課 医療課保険医療企画調査室 医療課医療技術評価推進室 医療課医療指導監査室 調査課
年金局	総務課 総務課年金広報企画室 年金課 国際年金課 資金運用課 企業年金・個人年金課 企業年金・個人年金課企業年金・個人年金普及推進室 企業年金・個人年金課基金数理室 数理課 数理課数理調整管理室 事業企画課 事業企画課システム室 事業企画課調査室 事業企画課会計室 事業管理課 事業管理課給付事業室
人材開発統括官	人材開発総務担当参事官室 人材開発政策担当参事官室 参事官付政策企画室 参事官付訓練企画室 参事官付特別支援室 若年者・キャリア形成支援担当参事官室 参事官付キャリア形成支援室 参事官付企業内人材開発支援室 能力評価担当参事官室

	参事官付 2028 年技能五輪国際大会準備室 海外人材育成担当参事官室 参事官付海外協力室 参事官付技能実習業務指導室
政策統括官（総合政策、労使関係担当）	政策統括室 賃金政策推進室 労使関係担当参事官室 人口問題担当室
	政策立案・評価担当参事官室 参事官付総務室 参事官付統計企画調整室 参事官付審査解析室 参事官付国際分類情報管理室 参事官付人口動態・保健社会統計室 参事官付保健統計室 参事官付社会統計室 参事官付世帯統計室 参事官付行政報告統計室 参事官付雇用・賃金福祉統計室 参事官付賃金福祉統計室
政策統括官（情報政策担当）	情報政策総括担当参事官室 労働情報政策管理室 サイバーセキュリティ担当参事官室 医療情報基盤担当参事官室 医療情報連携担当参事官室 情報システム管理室

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 2 年 8 月 7 日から施行する。

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 3 年 9 月 1 4 日から施行する。

この訓令は、令和 4 年 4 月 2 8 日から施行する。

この訓令は、令和 4 年 7 月 2 9 日から施行する。

この訓令は、令和 4 年 1 0 月 1 8 日から施行する。

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 1 日から施行する。

この訓令は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 8 年 4 月 8 日から施行する。

この訓令は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。

この訓令は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。